

JASA事業執行の現状と今後の見通しについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は協会事業に格別のご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の目的で、全てのJASA活動について延期もしくは中止のお願いをいたしておりましたが、緊急事態宣言が解除され、次のステップへ踏み出す状況となりました。今後は、感染防止に努めながらも、新しい様式（ニューノーマル）を意識して経済活動の活性化が望まれますので、JASA活動も新しい局面を迎えることとなります。

2020年度の事業執行における新型コロナウイルスによる影響と今後の見通しに関して、下記のとおりご報告いたします。

このピンチをチャンスととらえ、新しいビジネス形態を創出することはできるはずです。皆様とアイデアを共有し協力しながら、この難局を克服してまいりたいと決意を新たにすることろです。

会員一丸となりこの局面を乗り越えていきたいと存じます。是非とも業界の活性化にご協力お願いいたします。

敬具

記

1. 5月末日までの影響と対応

(1)支部会議、委員会活動

対象：支部会議、各委員会、WG活動等

- ・支部会議は延期
- ・委員会活動はWeb会議で開催

(2)技術力向上、人財育成

対象：技術セミナー、幹部候補育成セミナー、ETロボコン、IoTイノチャレ等

- ・技術本部成果発表会の延期
- ・ETロボコンの地区大会中止
(オンライン教育を行い、シミュレータでのチャンピオンシップ大会を実施予定)
- ・IoTイノチャレはオンラインに切替えて実施（集合教育は中止）
- ・管理者養成支援（関西地区：年6回）は未だ開始できず

(3)ビジネスマッチング

対象：展示会事業、協業セミナー、国内外視察、その他

①展示会事業

- ・ETWest展（グランフロント大阪）の中止

②協業セミナー

- ・中国地区協業セミナーの中止

③国内外視察

- ・国際委員会での海外視察（ドイツ予定）の延期
- ・関東支部での国内視察の延期
- ・中部支部、近畿支部での海外視察の中止

④その他イベント、セミナー

- ・交流祭典（関西地区：第1四半期開催予定）は延期
- ・エグゼクティブセミナーの延期（7月14日Web+小規模セミナーで開催予定）
- ・ETEC試験の会場使用一時休止
- ・プラグフェストの6月開催を延期

（4）政策提案関連

- ・中小企業支援対策について経産省への取組等確認と会員への情報発信

（5）事務局

- ・JASA会議室の使用を禁止（6月からは人数制限、窓開けで使用開始）
- ・テレワークで対応（事務所出勤者を極力なくしての対応）

2. 今後の基本的な考え方

今までではイベント、セミナー、会議等はリアルを中心に行ってきました。今回の新型コロナウイルスの影響で新たな様式に変化しつつあります。例えば対面で行っていた会議はWeb会議になり、展示会やセミナーはデジタル開催にシフトしていますし、以降加速すると考えられます。

そこで、当協会もその流れに遅れることなくニューノーマルでの活動を構築する必要があります。

ニューノーマルを①リアルの見直し、②デジタルへの挑戦、③リアルとデジタルの融合の3点からアプローチいたします。また、①ビジネス的視点、②政策等の業界としての視点、③環境の変化に対する人の心の視点でのアプローチも重要と考えます。

当然ながら、新型コロナウイルスの感染状況を把握し、感染防止を鑑みながら慎重に対応してまいります。

（1）支部会議、委員会活動

支部会議は各支部が所在する地域のルールに従い、その時の状況を鑑みてコロナ対策を行ったうえで開催する。

委員会活動は、基本、リアル開催からデジタル開催（Web会議）へシフトする。

（デジタル開催にすることで全国からの出席が可能になる）

委員会、WGは地域ごとに分科会を構成しリアルでの開催も検討する。

（2）技術力向上、人財育成

セミナーはウェビナーを前提に開催する。

ウェビナーを行うための設備投資が必要になるので早々に検討する。（特に課金方法）

専門性を持ったセミナーを有料化（会員割引あり）し事業として立ち上げる。

（3）ビジネスマッチング

①展示会事業

2020年度のET/IoT展のデジタル開催の検討

デジタル開催であれば期間が限定されない。

デジタル開催は国内にかかわらず海外からの参加も容易である。

2021年度以降はリアルとデジタルのハイブリット開催の検討。

デジタル開催で人気の高い企業のリアル開催に繋げる。

少なくとも3年先を見据えた魅力ある業界団体の展示会を目指す。

②協業セミナー

各地域の特性を活かしたセミナーをリアルで開催し、懇親会での企業間のつながりを支援することが目的の為、現時点では開催が難しい。デジタル開催で可能かの検討が必要である。

③国内外視察

国内視察については視察先の地域のルールに従い、その時の状況を鑑みてコロナ対策を行つ

たうえで行う。

海外視察については当面行わない。

④その他イベント、セミナー

開催する地域のルールに従い、その時の状況を鑑みてコロナ対策を行ったうえで開催する。

※懇親会の在り方（心のケア対策）

委員会、WG、セミナー等の後に懇親会を行ってきたが、Web会議を行うことが主流となってくると、人と人とのつながり方を検討する必要があります。

先ずは、デジタル上にコミュニティーを作り、委員会等関係なしにコミュニケーションが取れる仕組みを検討する。（条件がそろえばルールに従ってオフ会もあり。）

（4）政策提案関連

業界としての提言活動は引き続き行う。

補正予算等の支援、補助金等についてはこまめに情報発信を行う。

（5）事務局

事務所出勤者を3割に抑えて、テレワークと併用で対応する。

3. 新型コロナウイルスへの対応

各都道府県が出している条件を満たしながら3密を避ける対策を講じたうえで実施する。

人がリアルに集まる場合は次の事項を考慮すること。

- ・委員会等は密にならない人数にするか大きめの会場で行う
- ・会場は窓開け等で換気を行う
- ・参加者はアルコール消毒液を使用するもしくは手洗いを行う
- ・マスクを着用する

※くれぐれもJASA活動で感染者を出さないように努めてください。

※特に懇親会は気が緩みがちです。人数を制限する、対面を避ける、1時間以内にする等3密を避ける対策をお願いします。

体調管理の厳格化について

withコロナでは、基本的に全員の体調管理が重要です。毎日の体調管理で異常がある方は即座に、会社、JASAにご報告いただき、リスク管理をお願いいたします。それらのエビデンスを残すことも大変重要です。

被害者のつもりが加害者になる可能性があります。ぜひ、意識してご対応をお願いいたします。

以上

【情報共有】

（1）経産省からの情報

①業界団体の活動に関して

- 6月1日に関係大臣から労使トップに引き続きのテレワーク・時差出勤への協力を呼びかけ
- 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（経団連）

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html>

- 定時株主総会における感染拡大防止策

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/202005222010/202005222010.html>

- 就職・採用活動への配慮（厚労省）

<https://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0601.html>

- 夏季の省エネルギー対策（クールビズ）
<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200527007/20200527007-1.pdf>
- 展示会に関するガイドラインを作成中

②補正予算

- 持続化給付金 (活用してほしい)
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>
- 中小企業生産性革命推進事業 1000 億円 (2 次補正 : P8)
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei2_yosan_pr.pdf
新型コロナウイルス対策のサーモカメラ、パーティションなどの設備投資へ 50 万円 (持続化補助金)
IT 導入補助金ではレンタル PC の導入も 3/4 を補助
ものづくり補助金、持続化補助金、IT 導入補助金
<https://seisansei.smrj.go.jp/>
特別枠ではサプライチェーン対応、非対面型ビジネスへの転換、テレワーク環境整備の補助金
- デジタル化応援隊 100 億円 (1 次補正 : P38) 中小企業へのコンサルテーション派遣
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_pr.pdf
- その他
テレワーク支援に関しては、厚労省 (金額は少ないが条件が低い)、総務省と経産省で実施している
- IPA 関連
情報処理技術者試験は、春の試験が中止になったため、秋に、春の分も含めて実施予定。
実施時期 1 か月ほど遅れる可能性あり。
社会全体でのデータ連携・共有の基盤づくりを担う「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター」設立
(新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決を推進していく
Society 5.0 の実現を目指す)
- 経産省が支援を考えるテーマ
 - ・デジタルガバナンス
 - ・規制改革 (押印、オンライン診断)
 - ・民間 DX
 - ・デジタル人材育成
 - ・コンタクトトレーシング (個人の位置)

③情報 3 法が成立

- 改正情報処理促進法 (5 月 15 日施行)
<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200515001/20200515001.html>
 - ・DX 認定・アーキテクチャセンター (5 月 15 日付)
 - ・登録セキスペ 3 年更新制 (2017 年 4 月登録、2017 年 10 月登録の方は 8 月 1 日まで申請受付)
<https://www.ipa.go.jp/siensi/index.html>
 - ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)
<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200603001/20200603001.html>
- デジタルプラットフォーマー法
<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200218001/20200218001.html>
 - ・施行は、6/3 公布から 1 年以内
- 特定高度情報通信技術活用システム法 (5G・ドローン)
<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200218002/20200218002.html>
 - ・施行は、6/3 公布から 3 月以内